

- ①地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保。その上で臨時財政対策債を抑制
- ②新たに創設される地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- ③地域経済活性化に取り組むための経費を算定するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」（3,500億円）を創設
- ④その他の算定内容等の改正
 - ア 社会保障の充実分の反映等、平成26年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額を改正
 - イ 地方消費税引き上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入
 - ウ 特別交付税について、災害対応に万全を期すために引下げを2年間延期し、集中復興期間である平成27年度まで現在の割合（地方交付税総額の6%）を継続

(2) 震災復興特別交付税の確保（東日本大震災）

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を5,723億円確保

(3) 地方債の特例の創設等

- ①公共施設等総合管理計画に基づく除却について、地方債の特例措置を創設。
- ②第三セクター等改革推進債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講ずる。

3 施行期日

平成26年4月1日（地方法人税関連については平成26年10月1日）

4 地方財政との関係

地方交付税の額に変動を及ぼす。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置の創設等を行う。

◎成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第9号）「予算関連」

1 改正の趣旨

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する。

2 改正の内容

引き続き成田国際空港周辺地域における公共施設の計画的・総合的整備を進めるため、平成26年3月31日までの有効期限を5年間延長し、平成31年3月31日までとする。

3 施行期日

公布の日

4 地方財政との関係

空港周辺地域整備計画における特定の事業について、補助率のかさ上げを行う。

◎電波法の一部を改正する法律（平成26年4月16日成立・未公布）「予算関連」

1 改正の趣旨

電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時等に非常通信等を行う無線局に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行う。

2 改正の内容

(1) 電波利用料の料額の見直し

①電波利用料の算定における軽減措置の見直し

- ・携帯電話、移動受信用地上基幹放送に、新たに軽減係数を適用
⇒ 関係事業者の負担の軽減を図る。

②スマートメーターやM2M等の新たな無線システムに対する料額の見直し

- ・ICTインフラとしての普及を促進する一助とするため、広範囲の地域において周波数帯を高密度に利用する携帯電話及び携帯電話等を利用するスマートメーターや、M2M等の無線システムに係る電波利用料については、上限額を設定。

③その他の料額の見直し

- ・同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスペースを活用するエリア放送の電波利用料について、より低廉な料額とする。
- ・次期における電波利用料の料額の増加は、現行の料額に比して2割を超えないよう料額を算定する。

(2) 電波利用料の用途の追加

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を用途に追加する。

⇒ ラジオ放送は、一斉同報型無線システムであり、災害時に輻輳が発生しないことや受信機が乾電池で作動する等災害時における情報提供手段

として重要であることから、期限を限り、必要最小の空中線電力による中継局整備について補助を行う。

(3) 電波利用料関係の改正

① 分割納付規定の整備

・ 広域専用電波に係る電波利用料の分割納付を可能とする。

② 災害時の無線通信の確保

・ 災害時等において、人命救助や災害救護等を目的として、臨時に開設する無線局（総務大臣が認めるもの）について、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除する。

3 施行期日

公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日 等

4 地方財政との関係

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を電波利用料の使途に追加する。

◎地方自治法の一部を改正する法律案

1 改正の趣旨

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約（仮称）制度の創設等の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 指定都市制度の見直し

① 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする。
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする。

② 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする。
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする。

(2) 中核市制度と特例市制度の統合

特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする。

(3) 新たな広域連携の制度の創設

①「連携協約」制度の創設

- ・普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする。
- ・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方針の提示を申請することができることとする。

②「事務の代替執行」制度の創設

- ・普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする。

3 施行期日

平成27年4月1日 等

4 地方財政との関係

連携協約に基づき、地方中枢拠点都市が担う役割に応じて、所要の地方財政措置を講じることとしている。

[財務省]

◎地方法人税法（平成26年3月31日法律第11号）「予算関連」

1 制定の趣旨

平成26年度の税制改正の一環として、法人の道府県民税及び市町村民税の法人税割の税率の引下げにあわせて地方団体の税源の偏在性を是正しその財源の均衡化を図ることを目的として地方交付税の財源を確保するための地方法人税を創設するため、その課税標準、税率等税額の計算方法を定めるとともに、地方法人税の申告及び納付の手續その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。

2 法律の内容

(1) 納税義務者

法人税を納める義務がある法人

(2) 税額の計算

①課税標準：各事業年度の所得に対する法人税の額

(注) 利子配当等に係る所得税額控除等は適用せずに計算。また、附帯税の

額は除く。

②税率：4.4%

(3) 申告及び納付

①申告及び納付は、国（税務署）に対して行う

②申告書の提出期限は、法人税の申告書の提出期限と同一

(4) その他

還付の手續等及び罰則については、法人税と同様とする所要の整備を行う

(5) 適用区分

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

3 施行期日

平成26年10月1日

4 地方財政との関係

新たに創設される地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とする。【参考】地方交付税法等の一部を改正する法律

[厚生労働省]

◎雇用保険法の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第13号）「予算関連」

1 改正の趣旨

現下の雇用情勢を踏まえ、雇用保険制度において、基本手当、就業促進手当、教育訓練給付及び育児休業給付金の給付の拡充並びに暫定措置の新設及び延長等の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 育児休業給付の充実

育児休業給付（休業開始前賃金の50%を支給）について、1歳未満の子を養育するための育児休業をする場合の休業開始後6月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%に引き上げる。

(2) 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設

①教育訓練給付（受講費用の2割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、給付の引上げ（受講費用の4割）を行うとともに、資格取得等の上で就職に結びついた際には受講費用の2割を追加的に給付。

※1年間の給付額は48万円を上限とする（給付期間は原則2年。資格

につながる場合等は最大3年)。

- ②教育訓練支援給付金を創設し、45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合に、訓練中に離職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を給付(平成30年度までの暫定措置)。

(3) その他

①就業促進手当(再就職手当)の拡充

現行の給付(早期再就職した場合、基本手当の支給残日数の50%~60%相当額を一時金として支給)に加え、早期再就職した雇用保険受給者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合には、6月間職場に定着することを条件に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6月分を一時金として追加的に給付。

②平成25年度末までの暫定措置の延長【いずれも3年間の延長】

- ・解雇、雇止め等による離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件厳格化の上で延長。
- ・雇止め等の離職者(特定理由離職者)について、解雇等の者と同じ給付日数で基本手当を支給する暫定措置を延長。

3 施行期日

平成26年4月1日(一部は平成26年10月1日)

4 地方財政との関係

育児休業給付の費用に係る地方負担については、平成26年度地方財政計画に計上しており、所要の地方財政措置を講じることとしている。

◎地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案「予算関連」

1 制定の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

2 法律の内容

(1) 医療と介護に係る計画の整合性の確保と新たな基金の創設(介護施設等整備法等関係)

- ①都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画との整合性を確保するため、厚生労働大臣が基本方針を策定

- ②平成30年以降、医療計画のサイクルを介護に合わせて5年から6年に
（在宅医療など介護と関係する部分は中間年（3年）で見直し）
 - ③都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、介護サービスの充実、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステム構築等）のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- (2) 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）
- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告
 - ②都道府県は地域医療ビジョン（病床の機能ごとの将来の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を策定
 - ※地域医療ビジョンの実現方策：
 - ・医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により推進することを基本
 - ・医療機関相互の協議の合意に従わない医療機関が現れた場合等の必要な対処処置を設ける
 - ③医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能の位置づけ、医療機関の勤務環境改善のために都道府県ごとの支援の仕組み等を構築
- (3) 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）
- ①地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
 - ②全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化
 - ③特別養護老人ホームの「新規」入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く。また、要介護1・2でも一定の場合には入所可能）
 - ④低所得者の保険料軽減を拡充
 - ⑤一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ（ただし、月額上限あり）
 - ⑥低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
- (4) その他、医療従事者の業務範囲の見直し等（保健師助産師看護師法等関係）
- ①手順書に基づき特定行為を行う看護師に係る研修制度を新設。その他、診療放射線技師、臨床検査技師及び歯科衛生士の業務範囲及び業務実施体制の見直し
 - ②看護職員の復職支援を推進するためのナースセンターへの届出制度の創設等
 - ③外国医師等臨床修練制度の見直し、歯科技工士国家試験の全国統一化

3 施行期日

公布の日又は平成26年4月1日のいずれか遅い日 等

4 地方財政との関係

都道府県に設置される基金の積立に要する経費について、国が2/3、都道府県が1/3を負担することとされた。

なお、この基金の積立に係る地方負担については、所要の地方財政措置を講じることとしている。

◎難病の患者に対する医療等に関する法律案「予算関連」

1 制定の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。

2 法律の内容

(1) 基本方針の策定

厚生労働大臣は、難病に係る医療その他難病に関する施策の総合的な推進のための基本的な方針を策定。

(2) 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

①都道府県知事は、申請に基づき、医療費助成の対象難病（指定難病）の患者に対して、医療費を支給。

②指定難病に係る医療を実施する医療機関を、都道府県知事が指定

③支給認定の申請に添付する診断書は、指定医が作成。

④都道府県は、申請があった場合に支給認定をしないときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。

⑤医療費の支給に要する費用は都道府県の支弁とし、国は、その2分の1を負担。

(3) 難病の医療に関する調査及び研究の推進

国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進。

(4) 療養生活環境整備事業の実施

都道府県は、難病相談支援センターの設置や訪問看護の拡充実施等、療養生活環境整備事業を実施できる。

3 施行期日

平成27年1月1日（大都市特例については平成30年4月1日）

4 地方財政との関係

医療費の支給によって生じる地方負担については、所要の地方財政措置を講じることとしている。また、国の負担が国庫負担金に位置づけられ、適切に予算が確保されることにより、超過負担が解消されることとなった。

◎児童福祉法の一部を改正する法律案「予算関連」

1 改正の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成に関して、その実施に要する経費に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、慢性疾病児童の自立支援事業の実施、調査及び研究の推進等の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 基本方針の策定

良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定める。

(2) 小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立

①都道府県・政令指定都市・中核市は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用（小児慢性特定疾病医療費）を支給。

②医療費助成に要する費用は都道府県等の支弁とし、国はその2分の1を負担。

③その他、適正な医療費助成及び医療の質を担保する観点から、指定医療機関（都道府県等が指定）制度等に関する規定を整備。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施

都道府県等は、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する自立の支援のための事業を実施。

(4) 小児慢性特定疾病の治療方法等に関する研究の推進

国は、小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進。

3 施行期日

平成27年1月1日

4 地方財政との関係

医療費の支給及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施によって生じる地方負担については、所要の地方財政措置を講じることとしている。また、国の負担が国庫負担金に位置づけられることとなった。

◎次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年4月16日成立・未公布）「予算関連」

1 改正の趣旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 次世代育成支援対策推進法の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

①法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

②雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、特に次世代育成支援対策の実績が相当程度あるものについて、

ア 厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設

イ 特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付け等

(2) ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

①都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。

②①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

③児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給す

る。

3 施行期日

2 (1) については平成27年4月1日 (①については公布日)

2 (2) については平成26年10月1日 (③については平成26年12月1日)

4 地方財政との関係

父子福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給によって生じる地方負担については、所要の地方財政措置を講じることとしている。

[農林水産省]

◎農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

1 制定の趣旨

農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払（多面的機能支払等）の取組を法律に位置づける。

2 法律の内容

(1) 基本指針の策定等

農林水産大臣による基本指針の策定、都道府県知事による基本方針の策定、市町村による促進計画の作成。

(2) 農業者団体等による取組等

農業者の組織する団体等は、日本型直接支払の対象となる次の取組に関する計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。

①農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動により行われる次の取組【多面的機能支払】

ア 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 [農地維持支払]

イ アの機能を増進するための改良、補修等の取組 [資源向上支払]

②中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組【中山間地域等直接支払】

③自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組【環境保全型農業直接支援】

(3) 取組に対する支援措置

市町村の認定を受けた計画に基づく取組に対し、次の措置を講じる。

①国、都道府県及び市町村による費用の補助

②農業振興地域の整備に関する法律の特例（農用地区域の設定手続の簡素

化、農用地区域からの除外の厳格化)

③土地改良法の特例(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

3 施行期日

平成27年4月1日

4 地方財政との関係

都道府県及び市町村が地域の実情に応じて支援を行う場合に要する経費について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

[国土交通省]

◎奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成26年3月31日法律第6号)「予算関連」

1 改正の趣旨

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、交付金制度の創設等の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 法期限の延長

法期限の5年間延長(奄美法、小笠原法)

(2) 地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みの創設

①奄美群島振興交付金の創設(奄美法)

②市町村産業振興促進計画の創設(奄美法、小笠原法)

(3) 定住の促進に係る支援措置の充実等

①目的規定の改正等(奄美法、小笠原法)

②定住環境の改善に向けた配慮規定の追加等(奄美法、小笠原法)

(4) 国等の支援体制の強化

①国及び地方公共団体の責務規定の創設(奄美法、小笠原法)

②主務大臣の追加(奄美法)

3 施行期日

平成26年4月1日

4 地方財政との関係

創設された交付金事業のうち新たに国庫補助対象となるものについて、その地方負担に対し所要の地方財政措置を講じることとしている。

◎港湾法の一部を改正する法律案「予算関連」

1 改正の趣旨

国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設する。

2 改正の内容

(1) 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資

国際戦略港湾の港湾運営会社に対して、政府の出資を可能とする。

(2) 無利子貸付制度の対象施設の拡充

無利子貸付制度の対象施設に、国際戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加する。

(3) 民有護岸等に対する無利子貸付制度の創設

航路沿いの民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設する。

3 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

4 地方財政との関係

政府出資が可能とされたことにより、港湾運営会社に対する地方公共団体の現行出資割合に影響を及ぼす可能性がある。

また、港湾管理者への国の無利子貸付制度が拡充される。

◎海岸法の一部を改正する法律案

1 改正の趣旨

津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体（仮称）制度の創設等の所要の措置を講ずる。

2 改正の内容

(1) 海岸の防災・減災対策の強化

①海岸管理における防災・減災対策の推進

ア 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）

など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け

イ 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置

②水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立